



【増加する“運用されない資産”】 従業員のDC資産を守るために企業がすることは？

近年、DC加入者による運用指図がなされず「未指図資産」となるケースや、退職後に資産移換手続きをしなかったために資産が自動移換されるケースが増加しています。老後の資産形成に向けて従業員がDC制度を最大限有効活用するために、企業がサポートについて解説します。後半では、2024年4月発売の当社iDeCo新コースについてお知らせします。

近年増加傾向にある「未指図資産」とは？

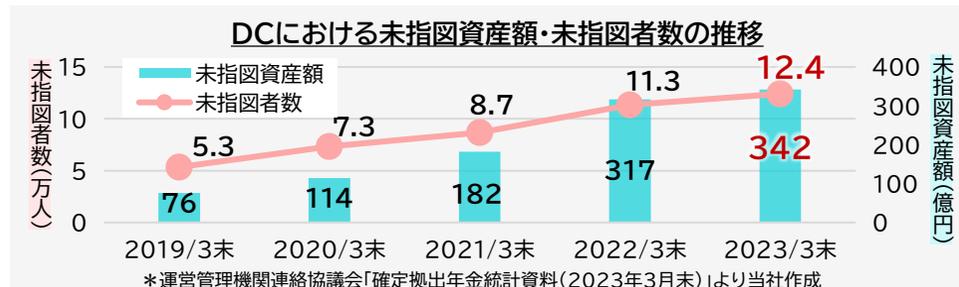
DCは、加入者自身が運用商品を指定し、老後に向けて資産を運用しながら積み立てていく制度です。ところが、加入者が制度を認知していない・手続きを忘れてしまった等、**何らかの理由で運用指図（運用商品の指定）を行わなかった場合**、その資産は「未指図資産」となります。未指図資産は、現金相当の資産として管理され、利息や配当も付与されないため、資産が増えることはありません。DC制度の趣旨に照らしても、未指図の状態は避けるのが望ましいといえます。

指定運用方法の普及状況

日本では、2018年5月に「**指定運用方法（デフォルト商品）**」が導入されました。これは、DC加入者等が商品の運用指図をしない状態で一定期間^{*1}が経過した場合に、事業主があらかじめ指定した運用商品を購入し、加入者の資産を自動的に運用できる仕組みです。

しかし、指定運用方法を設定している企業は全体の約41%にとどまっており、未指図資産は年々増加し、約342億円もの資産が運用されないまま放置されているのが現状です^{*2}。

^{*1}：DC年金規約に定める特定期間（3ヵ月以上）および猶予期間（2週間以上）
^{*2}：運営管理機関連絡協議会発表数値（2023年3月末時点）



退職後にDC資産を放っておくと…

企業型DC加入者が60歳未満で会社を退職した場合は、退職から6ヵ月以内に他の年金制度（iDeCo・転職先の企業型DC等）への資産移換手続きを行う必要があります。期限内にこの手続きをしなかった場合、これまで積み立てた資産は国民年金基金連合会（国基連）へ**自動移換**され、資産の運用を継続できなくなってしまうだけでなく、次のような問題が発生します。

自動移換になってしまうと…

- **掛金の拠出ができない**
- 現金の状態でも管理されるため、**資産を運用できない**
- 自動移換される際・資産を預けている間・資産を引き出す際のいずれにおいても、**所定の管理手数料が発生する**（積み立てた資産から差し引かれるため、**手数料の分だけ資産が目減りする**）
- 自動移換されている期間は加入者期間に通算されないため、**60歳から年金資産を受け取れない場合がある**

この状態が長く続くと将来のライフプランにも影響を及ぼす可能性があるため、離転職の際には必ず期限内に移換手続きを行うことが望ましいと言えます。

所定の手続きを踏んで資産を移換した正規移換者の数が約125万人であるのに対し、自動移換者は**約118万人**^{*と}、移換者全体のうち**約半数の方の資産が自動移換されてしまっているのが現状です。**



*国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の制度の概況（令和5年3月末現在）」より

企業による未指図資産対策と資産移換のサポート

そこで、従業員のDC資産が未指図資産となることや、国基連へ自動移換されることをなるべく防ぐために、企業としてどのようなサポートができるでしょうか。ポイントは次のとおりです。

未指図資産となるのを防ぐために…

自社の企業型DCプランにおいて、**あらかじめ「指定運用方法」を設定しておく**

資産運用に関する知識・関心が乏しいといった理由から自発的に運用指図を行わない従業員がいても、事業主が指定した指定運用方法で自動的に運用を行うことができます。

自動移換を防ぐために…

離転職の手続き時には**期限内にiDeCo等への資産移換手続きを行うよう、従業員へ案内する**

離転職時に資産移換手続きが必要であることを従業員自身が認識していないケースもあるため、社内イントラネット上で定期的に注意喚起を行うなど、積極的に情報提供を行うと良いでしょう。



指定運用方法を設定することで在職中の未指図資産発生を防止できても、離転職時に自動移換されてしまえば運用を続けることができません。**従業員への周知を徹底しましょう！**
当社作成のチラシ等も是非ご活用ください。

～【DB】2024年度の下限予定利率※1・最低積立基準額算定の予定利率※2のお知らせ～

3月8日、DBなどの企業年金に関する予定利率等が告示されました。

2024年4月以降に適用される下限予定利率は「**0.1%**」、最低積立基準額の算定に用いる予定利率は「**0.86%**」となります。

※1: 下限予定利率…「国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率」とされており、「10年国債の応募者利回りの直近1年平均と5年平均の低い方」が使用されています。

※2: 最低積立基準額算定の予定利率…過去5年間の30年国債利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率」とされており、「30年国債の応募者利回りの5年平均」が使用されています。

なお、2018年度より当該利率に0.5%以内の率を加減し予定利率とすることができます。

- ◆ 本資料は情報提供を目的に作成しているもので保険の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたりましては、当社作成のパンフレット等をご覧ください。
- ◆ 本資料のデータや税制・法令等は、特定の記載がない限り、2024年4月現在のものです。今後、税制・法令等の改正により変更となる場合があります。
- ◆ 本資料では、企業型確定拠出年金を「DC」、個人型確定拠出年金を「iDeCo」、確定給付企業年金を「DB」と表記しています。

NEW!

スミセイの新しい **iDeCo** プラン

運営管理機関手数料0円コースが誕生しました!



2024年4月1日、スミセイ個人型プラン「**運営手数料無料コース**」を発売しました。

【コースの特長】

**どなたでも
運営管理手数料
無料**

資産額などの条件も
ありません

**低廉な信託報酬で
多彩な運用商品**

終身年金での
受取も可能です

**充実の
運営サービス**

外部評価機関から
高評価のコール
センター・WEB

【口座管理手数料】

支払先	加入者	運用指図者
国民年金基金連合会	1回の拠出あたり105円	—
運営管理機関(当社)	0円	0円
信託銀行	1ヵ月あたり66円	年間792円

※加入時・移換時に2,829円の手数料がかかります。どの金融機関のiDeCoに加入(移換)した場合でも、同じ手数料がかかります。
※その他手数料として、給付時に440円(給付の都度)、還付時に1,488円(還付の都度)の手数料がかかります。

- 離転職される従業員さまの資産移換先として、ぜひご検討ください。
- 企業型DCとの併用も可能です。(所定の要件あり)
- ご不明な点がございましたら、お気軽に当社スタッフまでお問い合わせください。

あなたの未来を強くする



[住友生命保険相互会社]
東京本社〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1
電話 (03)6664-8640(年金コンサルティング室)
(ホームページ)https://www.sumitomolife.co.jp